

季刊 スケットニュース

SKET NEWS

VOL.27 平成28年【春号】



東西商工協同組合

〒108-0014

東京都港区芝4-3-5 岡田ビル

TEL: 03-5442-2277

FAX: 03-5442-2477

ホームページ

<http://tsk-gr.com/>

Sket-Town (組合員専用ページ)

<http://www.sket-town.com/>



【世界遺産】姫路城と満開の桜・2016年4月 組合役員撮影

contents

- 1 首都圏の新たな高速道路料金体系について
- 2 ETC2.0について
- 3 外国人技能実習制度の規制強化について
- 4 大分校において入国後講習実施

- 5 新東名開通情報
- 6 健康保険の標準報酬月額等の引上げ



組合Facebookページ随時更新中！

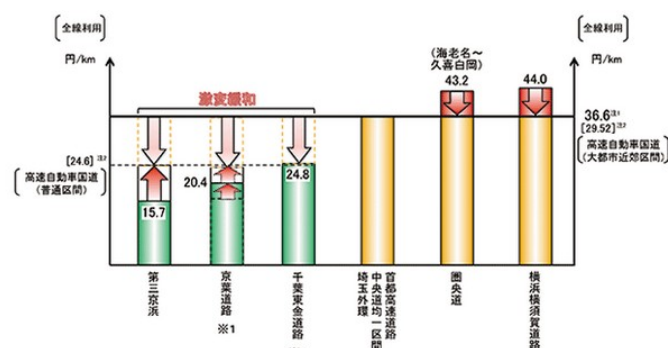
<http://www.facebook.com/tsk.kumiai>

首都圏の新たな高速道路料金体系について

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社は、高速道路の通行料金の変更について、道路整備特別措置法第3条に基づき、平成28年3月1日に国土交通大臣の事業許可を受け、4月1日午前0時より料金体系を改定しました。今回の改定により、これまで整備の経緯の違い等から料金水準や車種区分等が異なっていた首都圏（圏央道とその内側）の料金体系について、三環状の整備の進展を踏まえ、対距離制を基本とした利用重視の料金体系へ移行しました。

1. 対距離制を基本とした料金体系へ整理・統一

①料金水準の統一：整備の経緯の違い等により異なっている首都圏の料金水準が、高速自動車国道の大都市近郊区間の水準に統一されます。



②車種区分の統一：首都圏の高速道路の車種区分を5車種区分とし、高速自動車国道の車種間比率に統一されます。

例）首都高速（2車種⇒5車種）

京葉道路・千葉東金道路・新湘南バイパス

（3車種⇒5車種）

首都高速道路の場合の車種区分の改定



※数字は普通車を1.0とした場合の距離あたりの料金に関する車種間比率

※激変緩和措置として、首都高速などについては、物流への影響や非ETC車の負担増などを考慮して、上限料金等を、第三京浜や横浜新道等、現在の料金水準が低い路線については、高速自動車国道の普通区間を目安に料金水準が設定されます。

2. 起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現へ

都心部の渋滞等の課題に対して、圏央道や外環道の利用を促すために、ETC車の場合、起終点が同じであれば経路によらず同一料金となります。ただし、都心部（首都高速）経由の料金が安い場合には、都心部経由の料金は引き下げられません。また、料金所通過時に案内される料金は起終点を基本とした同一料金でない場合があります。



厚木 ↔ 岩槻			
経路選択		平成28年3月までの料金(※1)	平成28年4月からの新料金(※2)
圏央道 (111.1km)		4,160円	3,650円 (▲510円)
圏央道・外環道 (125.8km)		4,700円	4,190円 (▲510円)
首都高速 (84.5km)		2,670円	3,040円 (+370円)

(普通車)

同一発着同一料金

3,040円

八王子 ↔ 久喜			
経路選択		平成28年3月までの料金(※1)	平成28年4月からの新料金(※2)
圏央道 (79.2km)		3,090円	2,580円 (▲510円)
首都高速 (86.8km)		2,420円	3,240円 (+820円)

(普通車)

同一発着同一料金

2,580円

3,240円 (※3)

その他、大口多頻度割引についても改定になります。詳しくは組合営業部までお問い合わせください。

ETC2.0について

ETC2.0サービスって何？

ETC2.0では、道路側のアンテナであるITSスポットとの高速・大容量、双方向通信で、世界初の路車協調システムによる運転支援サービスを受けることができます。また、交通が特定の時間や場所に集中するのを減らしたり、事故を未然に防いだり、道路の劣化を緩和することが可能となります。その結果、限られた道路ネットワークでも、より効率的に、長期的に使える「賢い使い方」ができるようになります。

(以下のイラストはカーナビゲーションと連動した場合です。)

●安全運転支援

落下物や合流注意地点、先の見えない急カーブなどを事前に図形と音声で注意喚起。



ドライブ中のヒヤリをなくす、事前の注意喚起です。



●渋滞回避支援

ITSスポットでは、最大1,000km分の道路交通情

報が提供されます。郊外から首都圏に入る時点で、首都圏全体の所要時間を受信できるため、ETC2.0対応



カーナビゲーションが、最適ルートを選択できるようになりました。

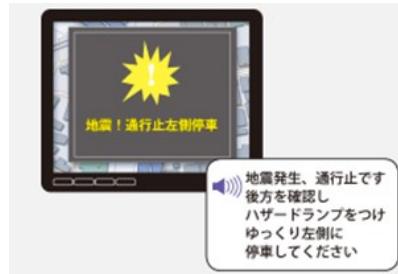
●災害時支援

災害発生と同時に災害発生状況と併せて、支援情報を提供します。

予測のつかない災害時も、落ち着いた行動がとれます。



その他商用車の運行管理支援とした経路情報を利用したサービスなども予定されています。



ETCカード関係届出書類の変更のお知らせ

この度ETCカードをご利用いただいております組合員様の登録内容の変更手続きが一層円滑に進められるように届出用紙を変更いたしました。

＜変更内容＞今回の新様式は、ご変更内容を明確にするために、**変更後の必要記入事項のみご記入していただく仕様に変更**いたしました。

＜ご使用について＞届出項目の内容に変更があった場合、変更予定がある場合のみご使用ください。

新しい届出用紙は、組合員様専用のサービスサイト「Sket-Town」からダウンロードできます。

「Sket-Town」のご利用につきましては事前のお申込みが必要です。お申込み、ご利用に際しての費用は一切かかりません。詳しくは、営業部（TEL. 03-5442-2277）までお問い合わせください。



外国人技能実習制度の規制強化について

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」は、前回の国会に提出され継続審議となりました。今国会においても審議されており、近々成立するものと見込まれております。同法案の成立を前に、今回の改定のポイントをご紹介します。



これまでは国際研修協力機構（略称ジッコ）が監理団体や実習実施機関の点検・指導を行うことが中心でした。民間団体であるため強制権はなく、依頼によるものが基本でした。

これに対して、今回改定の大きな特徴である「外国人技能実習機構」創設では、同機構が、監理団体や実習実施機関の認定を行い、検査や調査を実施することができると明確に定められています。

検査や調査の結果、不適格と認められた監理団体や実習実施機関に対しては、その認定を取り消すことができるとされています。

同機構の職員には、入国管理局や労働基準監督署の経験者が赴任する可能性が高く、これまで以上に細かい検査や調査が実

施されるものと想定しています。

第2の特徴は、「罰則」が規定されたことです。違反の内容により罰金や懲役などの罰則が規定されています。

今後継続して技能実習生を受け入れるためには、これまで以上に法令順守を徹底していくことが大切になってきます。

そのため同法案の成立を前に、法令において規定されているものの、一般的に見過ごされやすいものを特にご紹介させていただきます。

●**時間外労働に係る協定書(いわゆる36協定)に関する事例**：36協定の時間外労働時間を超過している、または年6回の特別条項の回数を超過している。



●**安全衛生に関する事例**：特別教育の必要な業務（アーク溶接、クレーン、玉掛けなどの作業）に従事させているが、特別教育を実施していない。

●**就業制限に関する事例**：免許や技能講習が必要な業務に従事しているが免許取得や技能講習を受講していない。

●**実習場所に係る事例**：実習計画とは異なる場所（工場など）で実習させているが、入国管理局へ実習場所変更の届出を行っていない。

●**帳簿に関する事例**：実習日誌を作成または保存していない。

●**賃金に関する事例**：最低賃金の改定時に実習生の賃金を上げることがを失念し、賃金支払い不足になっている。

これらの問題が発生した場合、直ちに入国管理局へ報告をする義務があります。

次に、今改定の第3の特徴は、3年の実習を修了した後、**更に2年間実習を延長できる「第3号技能実習」制度が新設されること**です。外国人技能実習機構により認定された優良な監理団体や実習実施機関は、最長5年間の実習生受入れが可能になります。

当組合では、組合員の皆様に安定した外国人技能実習生事業をご提供し、第3号技能実習生の受入れもできるよう今後更にコンプライアンスの強化に力を入れてまいります。

毎回の監査の際にもこれまで以上に細かく点検させていただくこととなりますが、上記の主旨をご理解いただき、皆さまのご協力をよろしくお願いします。



ティーエスケー大分校において入国後講習実施

当組合ではこれまで、外国人技能実習生の入国後講習を広島研修センターや愛知県・茨城県の日本語学校などで実施して来ましたが、九州地方の技能実習生の受入れが増加したことに伴い、今回当組合としては初めて、提携する株式会社ティー・エス・ケー大分校にて実施しました。

同校は、JR大分駅から徒歩5分という好立地にあり、これまで介護職員実務者研修を事業の中心として多くの介護職員を教育してきましたが、昨年より日本語教育事業に力を入れ始め、その一環として今年2月20日より約1か月間、ベトナム人技能実習生20名の入国後講習を実施するに至ったものです。

同校は日本語研修の経験は浅いものの弊組合が広島研修センターにおいて培ったノウハウを導入し、専門の日本語講師を揃え、当組合からも経験豊富な職員を派遣するなどして万全の準備のもと実施しました。



講師による指導風景

カリキュラムは、生活講習・就労技能講習・コミュニケーション講習の3段階に設定しています。生活講習では、自己紹介や挨拶から始め、病気や怪我の対処、チラシの見方や施設利用方法、自転車や電車での外出、地域情報の収集や交際のマナーへと徐々にステップアップしていきます。

すべてをクリアしたら次は就労技能講習です。安全確保の言葉や看板の理解から始め、作業の指示や注意の受け方、連絡や報告の仕方、日誌の作成、休暇の取り方などレベルを上げてい

きます。

今回の実習生は皆優秀で、実習機関の理念を理解することから始め、日本語でのスピーチやグループ・ディスカッションといったコミュニケーション講習のステージまで進むことができました。



日本の踊り体験

本講習では、日本語学習という観点ではなく、実習を満了するための「職業訓練」という点に主眼をおいて実施しました。これには、同校講師・スタッフ陣がこれまで介護教育の現場で鍛えた職業訓練の経験が存分に発揮されました。



警察署による交通安全・防犯講習。

また外部の警察署・消防署から講師を招いて日本での生活に必要なルール、マナーをみっちり学習しました。実習生の増加に伴い自転車での交通事故も増えており、安全のために非常に重要な講習です。消防署の指導のもと



消防署署員による消防講習

水消火器を使って消火訓練を実施。初期消火ができるかどうかは防災にとって大変重要な要素です。



別府の公園で実習生仲間と楽しいハイキング

毎日、真剣に講習に取り組んでいる実習生たちですが、時には息抜きも必要と、実習生みんなで別府の公園へハイキングにも出かけ、同時に電車の乗り方も初体験しました。

講習修了証を持って学校前で最後の記念撮影。皆笑顔で希望に満ちて実習場所へと出発しました。



講習修了証を手に学校前で記念撮影

新東名 豊田東⇄浜松いなさ間開通

2月13日、新東名 豊田東～浜松いなさ間が開通し、御殿場JCT～豊田東JCT間の200kmに渡る東名高速とのダブルネットワークが完成しました。この開通により、東名高速の慢性的な渋滞が緩和され、移動時間が短縮するとともに交通事故の減少が期待されます。

●新たな商業施設の開業

豊田東～浜松いなさ間の開通に伴い、岡崎SA、長篠設楽原PAの2つの商業施設が開業します。



岡崎SA



岡崎PAは上り線が東海道53次の岡崎宿のイメージ、下り線が岡崎周辺に生息し、自然の象徴であるコノハズクをイメージしたデザインとなっています。

また、長篠設楽原PAは戦国時代の古戦場に因み、上り線は武田軍の赤備えである朱塗りを配色した外観、下り線は、物見



長篠設楽原PA



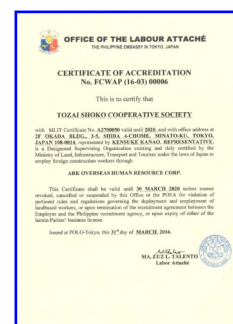
櫓・のぼり旗・馬防柵を再現するなど長篠・設楽原の戦いにおける織田・徳川連合軍に見立てており歴史を体感できる戦国エリアとなっています。この区間を通行された際には一度立ち寄ってみてはいかがでしょうか。

外国人建設就労者受入れに関する在日フィリピン大使館の認可取得

当組合では、昨年度、国土交通省からの適正監理団体認定を受けましたが、この度、フィリピン大使館

(POLO TOKYO)より、特定監理団体として、建設就労者を派遣することができる認定証を授与されました。これにより、企業様の様々な条件、一部制約等がございますが、建設関係の技能実習生として、3年間

実習を行い、すでに帰国しているフィリピン人や、現在日本で建設関係の企業で技能実習を行っているフィリピン人技能実習生が3年経過した後、2年延長が可能となります。



平成28年4月から健康保険の標準報酬月額等の上限引上げ

4月から毎月の健康保険料の金額の元になる標準報酬月額の上限引き上げ等の改正が行われました。この改正は、社長、役員など給与の高い層に影響があります。

改正1. 健康保険の標準報酬月額の上限引き上げ

健康保険の標準報酬月額が3等級追加され全50等級（現行47等級）になり、上限も139万円（現行121万円）に引き上げられます。

改正前

等級	標準報酬月額	報酬月額
⋮	⋮	⋮
47級	121万円	117.5万円以上

改正後：平成28年4月1日以降
47等級の上に3つの等級を追加

等級	標準報酬月額	報酬月額
⋮	⋮	⋮
47級	121万円	117.5万円以上123.5万円未満
48級	127万円	123.5万円以上129.5万円未満
49級	133万円	129.5万円以上135.5万円未満
50級	139万円	135.5万円以上

改正2. 健康保険の標準賞与額の上限引き上げ

賞与にかかる保険料の計算の元になる健康保険の標準賞与額についても、4月から上限が573万円（現行540万円）に引き上げられます。

標準報酬月額と標準賞与額の引き上げにより、現行の上限額（47等級）の適用を受ける被保険者に対する会社及び本人負担の保険料が高くなります。

改正前	540万円
改正後	573万円

改正3. 傷病手当金の計算方法の変更

被保険者が病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に、健康保険から給付される傷病手当金について、その計算方法が改定されます。

従来は、傷病手当金の計算は、直近月の標準報酬月額を元に計算されていましたが、改正により、直近12か月間の標準月額の平均額によって計算されることになります。

支給額の計算基礎	
改正前	直近月の標準報酬月額
改正後	直近12か月間の標準報酬月額の平均

※直近の期間が12カ月に満たない場合は、別の方法により計算されます。

以上の改正は、受給直前の標準報酬月額を高くして、傷病手当金の給付額を増やす行為を防止するために行われます。（出産手当金についても同様の計算方法に改正されます。）

ご登録内容の変更は事務局までご連絡ください

1. 会社の規模が変わった時、資本金や従業員数が共に下記の規定を超えた場合は必ずご連絡下さい。

- ・製造業その他 … 資本金3億円または従業員300人以下
- ・卸売業 … 資本金1億円または従業員100人以下
- ・小売業 … 資本金5千万円または従業員50人以下
- ・サービス業 … 資本金5千万円または従業員100人以下

2. 社名のご変更 3. 代表者のご変更 4. ご住所・TEL・FAX等のご変更

5. ご担当者のご変更 6. 引落口座のご変更

●届出事項変更届をご提出の際には変更内容が確認できる書類（登記簿謄本等）のご提出をお願いしております。

●届出事項変更届は、組合員企業様専用サイト【Sket-Town】からダウンロードできます。

編集後記

東京では桜の時期も終わり、これからは新緑の美しい季節となります。新年度を迎え、まずは組合事業の柱の一つである高速道路の料金が改定されました。圏央道の整備が進み、首都圏の渋滞緩和のため、圏央道・外環道への迂回を促進する施策は評価でき、実際に都心環状線内側の渋滞はかなり緩和されてきているようです。次は外国人技能実習制度の改定を盛り込んだ改正入管法の成立が見込まれ、いよいよ技能実習3号（4年～5年目）の開始が具体化して来ます。本誌ではこれら新制度の情報を的確にお伝えし、組合員の皆様の事業にお役立て頂きたいと存じます。